

諸外国（英米独仏）及び我が国の司法制度の概要（対照表）

		アメリカ ^{*1}	イギリス	フランス	ドイツ	日本
裁判所	基本的組織	地方裁判所 控訴裁判所 最高裁判所	治安判事裁判所、 県裁判所 刑事法院、高等 法院 控訴院 貴族院	小審裁判所、大 審裁判所、重罪院 控訴院 破棄院	区裁判所 地方裁判所等 高等裁判所等 連邦通常裁判所 等	簡易裁判所 地方裁判所、 家庭裁判所 高等裁判所 最高裁判所
	憲法裁判所の有無	なし	なし	あり (憲法院)	あり (連邦及び州の憲法 裁判所)	なし
	行政裁判所の有無	なし	なし	あり (コンセイユ・デタ 等)	あり (連邦及び州の行政 裁判所)	なし
裁判官の任用		法曹一元	法曹一元	キャリアシステム	キャリアシステム	キャリアシステム
陪審制・参審制	制度採用の有無	陪審制 (大陪審、小陪審)	陪審制	参審制	参審制	なし
	民事・刑事における採用の別	民事・刑事に広く 利用されている。	主に刑事。民事で は名誉毀損等一部 の種類的事件での み利用されている。	刑事のみ。 (重罪院、重罪少 年院)	民事・刑事双方に 利用されている。	なし
弁護士資格		単一	法廷弁護士 事務弁護士	単一 ^{*2}	単一	単一
法曹養成制度		各州がそれぞれ独 立した法曹資格の 付与制度をとるが、 おおむね、ロース クール卒業後、司 法試験に合格すれ ば資格を付与され る。司法修習制度 はない。	法廷弁護士と事 務弁護士でそれ ぞれ別個の研修 システムがあり、 実務教育も取り 入れられている。	司法官（裁判官、 検察官）と弁護士 で別々の養成制度 がとられている。 司法官には司法修 習制度があり、弁 護士にも研修セン ターでの研修シス テムが設けられ ている。	州ごとに司法試験 及び法曹養成が行 われている。その システムは、我が 国と近似しており、 司法試験合格後、 司法修習を経て、 第二回試験に合格 するというもので ある。	司法試験合格 後、司法研修所 において、1年6 ヶ月の司法修習 を経て修了試験 に合格することが 必要。
裁判等の手続の特徴	民事	ディスカバリー 手続 懲罰的損害賠償 制度	集中審理主義 事件類型に応じ た訴訟手続	書証の重視 大審裁判所におけ る弁護士強制主義 弁護士報酬の敗訴 者負担	司法簡素化法に よる審理の合理化 弁護士強制主義 弁護士報酬の敗訴 者負担	争点整理手続 集中証拠調べ の原則化 少額訴訟手続
	刑事	無令状逮捕 おとり捜査 有罪答弁制度 司法取引 起訴状一本主義	無令状逮捕 私人訴追主義 有罪答弁制度 起訴状一本主義	起訴裁量主義 予審制度 附帯私訴制度 職権主義 ^{*4}	起訴法定主義 職権主義 ^{*3}	令状逮捕 国家訴追主義 起訴裁量主義 起訴状一本主 義

*1 アメリカについては主に連邦の場合を記載した。

*2 従前はフランスでも、弁護士の資格はアヴォカとコンセイユ・ジュリディクの二つに分かれていたが、1990年に現行のアヴォカに統一された。なお、弁護士として一定の経験を積んだ後に司法・行政の最高裁判所において活動する法院弁護士となることができる。

*3 例えば、担当裁判官は、公判前にあらかじめ当該事件に関する一件記録を吟味した上で審理に臨む。

*4 同上